

特定個人情報の取扱いに関する覚書

委託者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」と称する。) と

受託者 大阪SR経営労務センター (以下「乙」と称する。) 及び、

担当社会保険労務士 \_\_\_\_\_ (以下「丙」と称する。) とは、  
特定個人情報の取扱いに関して以下のとおり覚書を締結する。

(特定個人情報の利用目的)

第1条 乙は、甲の委託に基づき、次の利用目的のため、甲の指定により丙から個人番号を含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)の提供を受け、個人番号関係事務を取り扱うとともに、本件業務を遂行するものとする。

- ①雇用保険被保険者資格取得届作成事務
- ②雇用保険被保険者氏名変更・喪失届作成事務
- ③雇用保険個人番号登録・変更届出書作成事務
- ④雇用保険個人番号登録・変更届出書(連書式)作成事務
- ⑤その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務

(特定個人情報の利用制限)

第2条 乙は、丙から提供を受けた特定個人情報を、甲から委託を受けた範囲でのみ使用するものとし、本覚書で定めた利用目的以外には利用せず、第三者に提供しないことを約する。

(特定個人情報の安全管理措置等)

第3条 丙から乙に開示又は提供された特定個人情報については安全管理措置を講じたうえで適切に取り扱うものとする。

- 2 乙は、特定個人情報の記録された磁気媒体等又は書類等を持ち出す場合は適切な安全管理措置を講じる。
- 3 乙は、自身の従業者が特定個人情報を取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行う。
- 4 乙は、自身の従業者に特定個人情報の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う。
- 5 乙は、特定個人情報の紛失、破壊、改ざん又は漏えい等の事故が発生した場合には、甲及び丙に直ちに通知するとともに、損害を最小限にとどめる措置をとるものとする。
- 6 乙は、前項の事故の後、甲及び丙と協議のうえ速やかに再発防止策を講じるものとする。
- 7 第5項の事故により甲に損害が生じた場合は、甲は乙に対して当該損害の実損の範囲内で賠償を請求できるものとする。
- 8 乙は、本覚書が終了した場合は、特定個人情報及び当該複製物を完全に消去するものとする。

(個人情報及び特定個人情報の保護)

第4条 乙が業務の遂行に際して甲及びその関係者の個人情報及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う場合、乙は特定個人情報等を機密として保持し、第三者に開示・遺漏し、及び委託業務以外の目的で利用してはならない。また、乙は、個人情報の紛失・破壊・改ざん等の防止に必要な以下の安全管理措置を講ずる。

- (1) 乙は甲及びその関係者の特定個人情報等を入手するときは甲指定の丙を通じて行うものとし、適正な入手に努める。
- (2) 第1条(特定個人情報の利用目的)に定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報等は取り扱わない。
- (3) 乙は甲及びその関係者の特定個人情報等の取扱いについて、第三者に漏らさないようセンター内管理責任者を定め、管理の徹底に努める。
- (4) 個人情報保護法第22条に定めるとおり、甲は乙に対して必要かつ適切な監督を行うことがある。

(契約履行状況の監督)

第5条 甲は、乙に対し、本覚書の遵守状況につき随時報告を求めることができる。

- 2 本覚書の履行を確保するため、甲は乙がとるべき措置を乙に対して指導又は指示することができる。
- 3 甲は、前二項の目的の達成のため、乙の従業員の立会いの下に乙の関係施設及び作業室等に立ち入ることができる。

上記覚書の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

委託者(甲)住所

氏名

Ⓢ

受託者(乙)住所 大阪市北区天満 2-1-30

大阪府社会保険労務士会館 8階

大阪SR経営労務センター

会長 片岡正利

Ⓢ

担当社会保険労務士(丙)住所

氏名

Ⓢ